

異議申立書

平成24年 11月22日

延岡市長 首藤 正治 様



異議申立人 [Redacted]

次のとおり行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき異議申立てをします。

1 異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

[Redacted] 延岡市 [Redacted] 74歳

2 異議申し立てに係る処分

延岡市長が平成24年11月12日付けで異議申立人に対し行政文書部分開示決定処分

3 異議申し立てに係る処分があったことを知った日

平成24年11月13日

4 異議の申立ての趣旨

~~当事の相争の解決~~

異議申し立てに係る処分を取り消し
全部開示するとの請求を求め

5 異議申立ての理由

①土木課道路維持係 木村幸夫氏は市民相談処理書と書き残していたが
当時平成23年、生活環境課 中村氏、中村氏自分本人が不慮は
田舎四面の法理の中で仕事（高龍郡）をしておりますからと書いていた
市民相談書と書き残していた。

6 処分書の教示の有無及びその内容
この処分書に不服がある場合は
知ったことを知った日から起算
して60日以内に延岡市長に
異議申立てをすることができるとの
教示があった

② 思く塗ってある部分を明確にして下さい
③ 相談内容の中で納屋と書いてあるが
(車庫) ショウイ屋である 米礼である

7 異議申立ての年月日

平成24年11月22日

④ 急傾斜地に指定(しておろ)と相談は
かき書いてあるが(たのんで)はいません

8 添付書類

5、6軒以上民衆が「あかす」できる可能を知
いた、あかすから5、6人七人の止めるが
1人2人は七んでも良いと書いていた。
1軒でも北の方ヤカイ村で現場の仕事は
事もある藤島組(延岡)

延岡市長 櫻井 哲雄 殿

平成 17 年 3 月 1 日

異議申立人 横山 和生

異議申立書

次のとおり、異議申立てをします。

1、 異議申立人の氏名、年齢及び住所

氏名 [REDACTED]

年齢 65才

住所 延岡市 [REDACTED]

2、 異議申立てに係る処分

延岡市長が平成 17 年 2 月 25 日付文書番号 延総第 134 号・
土 [REDACTED] 号で異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定処分

3、 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 17 年 2 月 25 日

4、 異議申立ての趣旨及び理由

ア 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

イ 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

- ① 延岡市が支払っている市長の交際費は全て税金であることの認識がない。 行政
- ② 延岡市が開示し [REDACTED] 書の非開示部分について、市民に公表できないと言っているのは不当な支払いをしているからである。要するに支払うべきでないところに支払っている。
- ③ 延岡市は市民の知る権利を阻止している。 行政
- ④ 延岡市には機密費は存在しないので、今回の [REDACTED] 書非開示部分は市民として納得できない。

よって、 [REDACTED] 書部分開示決定通知書延総第 134 号・
土 [REDACTED] 号は、 [REDACTED] [①～④] の内容を満たされず何の意図
も開示の意味がない。

5、 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。



延岡市長 櫻井 哲雄 殿

平成 17 年 3 月 1 日

異議申立人

異議申立書

次のとおり、異議申立てをします。

1、 異議申立人の氏名、年齢及び住所

氏名

年齢 65才

住所 延岡市

2、 異議申立てに係る処分

延岡市長が平成 17 年 2 月 25 日付文書番号 延総第 135 号で異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定処分

3、 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 17 年 2 月 25 日

4、 異議申立ての趣旨及び理由

ア 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

イ 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

- ① 延岡市が支払っている市長の費用は全て税金であることの認識がない。
- ② 延岡市が開示した文書の非開示部分について、市民に公表できないと言っているのは不当な支払いをしているからである。要するに支払うべきでないところに支払っている。
- ③ 延岡市は市民の知る権利を阻止している。
- ④ 延岡市には機密費は存在しないので、今回開示文書非開示部分は市民として納得できない。

よって、開示文書部分開示決定通知書延総第 135 号は、上記 [①～④] の内容を満たされず何の意図する開示の意味がない。

5、 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。



平成23年度情報公開制度の実施状況（概要）

1. 主な請求文書

- ・新最終処分場建設工事の入札に係る文書（13件）
- ・工事の金入設計書（6件）
- ・建築計画概要書（5件）

2. 部分開示（10件）の理由

- ・特定の個人を識別することができる情報が含まれていた（6件）。
- ・公にすることにより法人等の権利利益を害するおそれがある情報（企業のノウハウ、総合評価入札における企業ごとの技術点）が含まれていた（5件）。

※上記理由の両方に該当するものがあります。

3. 不開示（6件）の理由

- ・文書が存在しない（3件）。
- ・公にすることにより法人等の権利利益を害するおそれがある情報（企業のノウハウ）が含まれていた（2件）。
- ・開示請求権を有していない者による請求（1件）。

4. 判断が難しかった事例（部分）

- ・企業のノウハウのどの部分が、開示することによって企業の権利利益を害するものとして不開示とする部分にあたるか。
- ・総合評価入札における企業ごとの技術点を開示することによって、評価が低い企業の権利利益を害すると言えるか。
- ・共同で届け出ることになっている届出書の一方の届出人から請求があった場合に、他方の届出人の個人識別情報（請求人は知っているはずの情報）を不開示とすべきか。
- ・司法書士等が戸籍謄本、住民票を請求する際に使用した職務上請求書を開示することは、当該司法書士等の権利利益を害しないか。

情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

「国民の知る権利」の保障 (オープンガバメントの実現)

より多く

> 開示情報の拡大 (5条・6条)

不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。

(例)不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。

> 情報提供制度の充実 (25条)

より簡易に

> 手数料の見直し (16条)

開示請求手数料を原則として廃止等。

より早く

> 開示決定等の期限の短縮 (10条)

開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

> 不開示決定のみなし規定 (10条・11条)

期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができるとし、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

より明確に

> 不開示決定における理由付記 (9条)

不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

より確実に

[内閣総理大臣のリーダーシップの発揮・事後救済制度の強化]

> 内閣総理大臣の権限強化を通じた不服申立ての迅速化と実効性向上 (18条、21条、27条、28条)

不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合、その理由の内閣総理大臣への報告義務を課して処理の迅速化を図るとともに、内閣総理大臣の勧告制度の導入など、内閣総理大臣の権限を強化し実効性を向上。

> 情報公開法の移管(総務省→内閣府) (内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条)

> 情報公開訴訟の抜本的強化 (22条・23条・24条)

・原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。(高裁所在地(8カ所)→すべての地裁(50カ所))

・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容等を分類・整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成及び提出を求める手続を導入。

・裁判所が、当事者を立ち合わせずに行う対象文書についての証拠調べ(インカメラ審理)手続を導入。

※ 施行期日:法の公布から2年以内で政令で定める日

平成23年度情報公開制度の実施状況

1 開示請求の件数及び処理状況

区分	請求 件数	取下げ 件数	実施機関別 の決定件数		決定の内訳		
					開示	部分開示	不開示
開示請求	44	0	市長	43	27	10	6
			議会	1	1	0	0
			農業委員会	1	1	0	0
開示申出	0	0					
合計	44	0	合計	45	29	10	6

※「開示請求」とは延岡市情報公開条例の施行日（平成12年7月1日）以後に、「開示申出」とは同日前に作成又は取得した文書に関する開示の請求です。

※1件の開示請求で複数の文書について開示の請求が行われ、それぞれの文書について決定を行った例があるため、開示請求の件数と決定の件数が一致していません。

2 開示決定等に対する不服申立ての件数

なし

3 開示請求等に係る行政文書の内容、決定内容等

(1) 開示請求

整理 番号	行政文書の名称又は内容	請求日	決定日	決定内容 【決定に要した日数】	所管課
1	二ツ島恋島区地域福祉推進チーム実績報告書（平成17年度～平成21年度まで）	23/4/11	23/4/19	開示 【9日】	高齢福祉課
2	二ツ島恋島区地域福祉推進チーム会計報告書 平成17年度～平成21年度まで	23/4/20	23/4/22	開示 【3日】	高齢福祉課
3	①平成22年度 工事番号22 古川雨水ポンプ場機械設備工事の金入設計書 ②平成22年度 工事番号22 古川雨水ポンプ場機械設備工事に係る最低制限価格が分かる物	23/4/27	23/5/11	開示 【15日】	下水道課

整理番号	行政文書の名称又は内容	請求日	決定日	決定内容 【決定に要した日数】	所管課
4	1 延岡市新火葬場 待合棟 建築主体 工事 2 延岡市新火葬場 火葬棟 建築主体 工事 上記1, 2の金入り設計書	23/5/6	23/5/20	開示 【15日】	新悠久苑建設室
5	・陳情に対する意見書 ・市道編入について陳情 ・寄付採納願 ・寄付する土地の字図	23/5/11	23/5/17	部分開示 【7日】	土木課
6	平成22年度(平成22年4月から平成23年3月末日まで)の特別職の市外出張の際に支払った旅費及び日当(費用弁償)	23/5/13	23/5/27	開示 【15日】	総務課
7	1. 平成22年度(平成22年4月から平成23年3月末日までの分) ①常任委員会 ②特別委員会 ③議員派遣の出張した会議・視察等の名称・日時・目的地・会場が記載された文書 2. 上記出張の際に支払った旅費及び日当(費用弁償)	23/5/13	23/5/27	開示 【15日】	議会事務局 ※
8	平成23年3月末日現在の市営住宅家賃の滞納状況で、3ヶ月以上の家賃滞納者集計表、及び滞納期間ごとの人数・金額・団地別等が分かるもの。	23/5/13	23/5/24	開示 【12日】	建築住宅課
9	平成22年度(平成22年度4月から同23年3月迄)に延岡市が延岡宅地建物取引業協同組合に支払った指定管理料が分かるもの。	23/5/25	23/6/2	開示 【9日】	建築住宅課
10	建築計画概要書 ①建築主 延岡市、確認済証番号 第計通-12号 確認済証交付年月日 平成23年5月16日 ②建築主 社団法人 延岡医師会、確認済証番号第24号 確認済証交付年月日 平成23年4月20日 ③建築主 延岡市、確認済証番号 第計通-19号 確認済証交付年月日 平成23年3月18日	23/5/31	23/6/2	開示 【3日】	建築指導課

整理番号	行政文書の名称又は内容	請求日	決定日	決定内容 【決定に要した日数】	所管課
11	延岡宅地建物取引業協同組合である指定管理者が管理する、市営住宅全団地別棟ごとの戸数がわかるもの。	23/6/2	23/6/10	開示 【9日】	建築住宅課
12	延岡市新最終処分場の入札に関して、市が5月24日に各企業体へ送付した「追記」の文書	23/6/10	23/6/23	開示 【14日】	契約管理課
13	延岡市新最終処分場の入札において、各企業体から提出された「技術提案書」をコンサルタントが要約した文書（10企業体分）	23/6/10	23/6/24	不開示 【15日】	新最終処分場建設室
14	延岡市新最終処分場建設に関する全入札者の技術点の内訳（「地域貢献に関する事項」から「安心・安全に関する事項」まで）7項目の個別得点	23/6/10	23/6/24	部分開示 【15日】	新最終処分場建設室
15	延岡市新最終処分場建設総合評価技術検討会の出席者・日時の入った検討会でのやりとりを記録した文書	23/6/10	23/6/24	部分開示 【15日】	新最終処分場建設室
16	平成22年度に購入した備品の購入先と金額（業者毎の合計5ページ程度）	23/6/13	23/6/24	不開示 【12日】	契約管理課
17-1	ヘルストピアにおける東小学校女子児童がおぼれ意識不明になった事故で書類送検されたが、それ以降の経過報告	23/6/13	23/6/24	不開示 【12日】	保健体育課
17-2	ヘルストピアにおける東小学校女子児童がおぼれ意識不明になった事故の民事補償についてどう対応するのか、これについての文書	23/6/13	23/6/24	開示 【12日】	保健体育課
18	建築計画概要書 ①建築主 医療法人A 理事長B 確認済証番号 第56号 確認済証交付年月日 平成23年6月8日	23/6/21	23/6/21	開示 【1日】	建築指導課
19	新最終処分場建設工事に係る技術点の詳細及び講評に関する文書	23/6/29	23/7/5	部分開示 【7日】	新最終処分場建設室
20	入札に関して各企業体へ送付した追記の文書	23/6/30	23/7/7	開示 【8日】	契約管理課

整理番号	行政文書の名称又は内容	請求日	決定日	決定内容 【決定に要した日数】	所管課
21	各企業体が、技術提案書を提出しているが、コンサルが要約した文書	23/6/30	23/7/14	不開示 【15日】	新最終処分場建設室
22	新最終処分場、浸出水処理施設に関する入札条件（最低価格を含む）審議会等の議事録（メモ、文書残っているもの）	23/6/30	23/7/14	開示 【15日】	新最終処分場建設室
23	新最終処分場、浸出水処理施設入札における、総合評価方式、評価項目の配点の比率の根拠となる資料（文書、メモでも構いません）	23/6/30	23/7/14	開示 【15日】	新最終処分場建設室
24	新最終処分場、浸出水処理施設に関する入札の総合評価点に対する点数と金額の関係。1億近くの逆転が起きているので、1点あたりの金額と根拠となる文書、資料。	23/6/30	23/7/14	開示 【15日】	新最終処分場建設室
25	新最終処分場、浸出水処理施設総合評価をした大学教授3人と日環センターに払った金額。又何を根拠に金額を決定し払ったのか議事録（文書、メモでも残っている文書全て）	23/6/30	23/7/14	部分開示 【15日】	新最終処分場建設室
26	新最終処分場、浸出水処理施設に関する、全入札者の技術点（全評価項目）内訳。提出できない業者のはいりません。	23/6/30	23/7/14	部分開示 【15日】	新最終処分場建設室
27	新最終処分場建設入札における、総合評価検討会でのやりとりを記録している文書（メモ書、走り書きでも構いません）。複数回開催されたのなら全ての検討会の文書	23/6/30	23/7/14	部分開示 【15日】	新最終処分場建設室
28	建築計画概要書 ①建築主 延岡市長 首藤 正治 確認済証番号 第16号 確認済証交付年月日 平成23年6月30日	23/7/5	23/7/11	開示 【7日】	建築指導課
29	工事名、土々呂中学校（4棟）解体撤去等工事の設計書（金額有）一式。	23/7/26	23/8/2	開示 【8日】	教育委員会 総務課

整理 番号	行政文書の名称又は内容	請求日	決定日	決定内容 【決定に要した日数】	所管課
30	平成22年度 13「クリアパーク延岡」緑地ゾーン等整備 事業駐車場照明灯整備事業 平成23年度 2「クリアパーク延岡」緑地ゾーン等整備 事業駐車場整備事業（1工区） 3「クリアパーク延岡」緑地ゾーン等整備 事業駐車場整備事業（2工区） 4「クリアパーク延岡」緑地ゾーン等整備 事業駐車入口ゲート整備事業 上記其々の委託契約書	23/8/1	23/8/9	開示 【9日】	工業振興課
31	平成22年度に発注されました、「妙田下水 処理場最終沈殿池設備機械改築工事」と 「古川雨水ポンプ場機械設備工事」の金入 りの設計計算書。	23/8/3	23/8/15	開示 【13日】	下水道課
32	市アーチェリー協会から提出された普通 財産使用実績報告書の開示（平成21年度 分、22年度分）	23/8/22	23/9/5	開示 【15日】	管財課
33	岡富山施業森林組合の沿革	23/9/1	23/9/14	不開示 【14日】	土木課
34	清掃工場建て替えに関する協定書	23/9/7	23/9/16	部分開示 【10日】	清掃工場
35	延岡市と延岡宅地建物取引業協同組合間 の管理運営に関する基本協定書	23/9/26	23/9/30	開示 【5日】	建築住宅課
36	指定管理者制度導入による、削減の効果が 分かるもの。	23/10/7	23/10/17	開示 【11日】	建築住宅課
37	平成23年度生活保護法等における診療報 酬明細書（レセプト）点検等業務委託の仕 様書、契約書および契約金額。	23/11/28	23/12/5	不開示 【8日】	総務課
38	①平成20年5条届出受付簿 届5-20-13の部分 ②農地法第5条第1項第3号の規定によ る農地転用届出書	23/12/5	23/12/14	開示 【10日】	農業委員会 事務局 ※

整理番号	行政文書の名称又は内容	請求日	決定日	決定内容 【決定に要した日数】	所管課
39	昭和47年中島町2丁目296-1と282-1との境界を示す図面	23/12/9	23/12/19	部分開示 【11日】	管財課
40	2008年4月から2011年11月までの期間、延岡市に請求されたA司法書士名による戸籍謄本、住民票職務上請求書及びA行政書士名による職務上請求書	24/1/23	24/2/6	部分開示 【15日】	市民課
41	①下水道課の案件で岡富古川汚水幹線工事(第4工区)金入内訳書 24年2月14日入札 ②北方地区簡易水道配水施設整備工事(屋形原地区)水道課の案件(23年12月16日入札)金入内訳書 ③水道課の案件で(配整)日の出地区外配水管敷設工事(その3)の金入内訳書(23年12月16日入札)	24/2/16	24/2/24	開示 【9日】	下水道課 水道課
42	建築計画概要書 ①建築主 A 確認済証番号 第296号 確認済証交付年月日 平成24年3月9日	24/3/12	24/3/13	開示 【2日】	建築指導課
43	①23年7月12日入札の(配整)大貫地区外老朽給水管切替工事(その2)の金入設計書 ②24年2月24日入札の岡富古川汚水幹線工事(第3工区)金入設計書 ③23年9月27日入札の(配整)大貫地区配水管布設工事金入設計書 ④23年10月28日入札の市内一円公共樹設置工事(その3)の金入設計書	24/3/12	24/3/21	開示 【10日】	下水道課 水道課
44	建築計画概要書 ①建築主 A 確認済証番号 第29号 確認済証交付年月日 平成24年3月16日	24/3/23	24/3/26	開示 【4日】	建築指導課

※44まで総日数489日(決定45件)

- (2) 開示申出
なし

《参考》

1. 年度別の実施状況

単位：件

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
開示請求	0	3	6	12	7	25	22	12	5	23
開示申出	6	1	2	4	3	7	7	0	3	2
不服申立て	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0

年度	22	23
開示請求	36	44
開示申出	1	0
不服申立て	0	0

2. 年度別の決定までに要した日数

(開示請求のあった日から開示等の決定をした日までに要した日数の平均値) 単位：日

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
決定までに要した日数	16.0 ※	6.6	18.1 ※	11.6	15.3 ※	12.1 ※	8.8	10.3	9.3	13.6 ※

年度	22	23
決定までに要した日数	12.9 ※	10.9

※12年度、14年度、16年度、17年度、21年度及び22年度中には、延岡市情報公開条例第10条第2項の規定により、決定期間を延長したものが含まれています。

12年度

平成12年度 情報公開制度の実施状況

平成12年7月1日～平成13年3月31日

開示請求	0件
開示申出	6件

◇ 行政文書開示申出一覧

番号	行政文書の件名又は名称	受付日	回答内容	部分開示又は不開示とした理由	担当課
		決定日			
1	申出者住所地に係る次の図書 (1)開発登録簿、(2)土地利用計画平面図、(3)造成計画断面図	7/3	開示		建築指導課
		7/10			
2	宮崎県民生活協同組合浜店に係る (1)造成計画断面図、(2)造成計画平面図	7/11	部分開示	当該部分を開示すると、特定の個人が識別されるため。	建築指導課
		7/14			
3	平成9年1月10日付延管第1号（陳情の結果について（回答））の文書中 昭和39年2月29日で延岡市の所有に帰したとの証拠文書	8/1	不開示 (不存在)	開示申出のあった文書は、存在しないため。	管財課
		8/14			
4	平成10年11月24日20時頃に発生した火災の時の延岡消防署の火災調書、作成したもの	8/25	不開示		消防本部 予防課
		10/10			
5	開発申請書424番の道路設置に関する協議内容（古川町164-2にかかる部分）	12/12	部分開示	当該部分を開示すると、特定の個人が識別されるため。	建築指導課
		12/21			
6	延岡市職員の服務に関する規則第2条の許可を受けた文書 ・平成10年11月29日 立会人 ・平成10年11月29日 立会人 ・平成10年12月1日 供述調書 ・平成10年12月19日 供述調書	1/18	不開示 (不存在)	開示申出のあった文書は、存在しないため。	消防本部 予防課
		1/30			

平成13年度 情報公開制度の実施状況

平成13年4月1日～平成14年3月31日

開示請求	3件
開示申出	1件

1 行政文書開示請求一覧

番号	行政文書の件名又は名称	受付日	決定内容	部分開示又は不開示とした理由	担当課
		決定日			
1	土地台帳 普通 ⑧一般財産（目次部分） ⑨一般財産（目次部分） ⑩一般財産（目次部分）	6/22	部分開示	条例第5条第1号 当該部分を 開示すると、 特定の個人 が識別され るため。	管財課
		6/28			
2	特定施設の構造等変更届出書	10/23	不開示 (不存在)	条例第9条 開示請求の あった行政 文書は、存在 しないため。	生活環境課
		10/30			
3	1 平成14年1月30日に、九州保健福祉大学が提出した「薬学部構想への財政支援(21億円)」の要望書 2 平成14年2月15日、宮崎日日新聞社に掲載された記事に、延岡市企画課は「投資分はすでに取り戻した。大学ほど投資効果のある事業はない」と言われているが、その投資効果を示す書類	3/4	開示		企画課
		3/16			

2 行政文書開示申出一覧

番号	行政文書の件名又は内容	受付日	回答内容	部分開示又は不開示とした理由	担当課
		決定日			
1	西階中学校造成工事の時の山のボーリング地質調査表関係文書	9/3	部分開示	当該部分を 開示すると、 特定の個人 が識別され るため。	教育委員会 総務課
		9/7			

平成 14 年度 情報公開制度の実施状況

平成 14 年 4 月 1 日～平成 14 年 6 月 28 日

区 分	件 数
開示請求	6 件
開示申出	1 件

◇開示請求一覧

番号	行政文書の件名又は内容	受付日	決定内容	部分開示又は不開示とした理由	担当課
		決定日			
1	①平成 13 年度 市長の公務内容（県外への陳情や視察等）のわかる書類 ②平成 12 年 7 月 1 日以後の市長の交際費	4/3	部分開示	条例第 5 条 第 1 号 及び 第 2 号 ※不開示理由①	総務課
		5/14			
2	姉妹都市提携 20 周年記念メドフォード訪問に関する ①市長を含め同行者にかかったすべての費用の明細 ②旅行代理店の見積、請求書及び領収書	4/3	部分開示	条例第 5 条 第 1 号 及び 第 2 号 ※不開示理由①	総務課
		4/16			
	姉妹都市提携 20 周年記念メドフォード訪問に関する ①市長同行者への補助金の明細 ②公演参加者の補助金の明細 ③メドフォード公演の発案者の名前	4/3	不開示 (不存在)	条例第 9 条 第 2 号 開示請求に係る行政文書は、存在しない。	
		4/16			
3	姉妹都市提携 20 周年記念メドフォード訪問に関する ①市長を含め同行者にかかったすべての費用の明細 ②旅行代理店の見積、請求書及び領収書	4/3	部分開示	条例第 5 条 第 1 号 及び 第 2 号 ※不開示理由①	議会事務局
		4/17			
	姉妹都市提携 20 周年記念メドフォード訪問に関する ①市長同行者への補助金の明細 ②公演参加者の補助金の明細 ③メドフォード公演の発案者の名前	4/3	不開示 (不存在)	条例第 9 条 第 2 号 開示請求に係る行政文書は、存在しない。	
		4/17			
4	延岡市工事検査基準 工事成績評定基準	4/10	開示		管理課
		4/22			

5 (1)	①大学おうえん協議会が提出した薬学部新設の財政支援を求める陳情書	4/23	開示		企画課
	②大学おうえん協議会だよりの第1号～第8号までと決算書(12年度以後の分)				
	③平成8年に九州保健福祉大学誘致に要した費用明細 ・用地買収費 ・大学建設用地造成費 ・大学建設に要した補助金(財源内訳)	5/7			
5 (2)	④九州保健福祉大学の今年度までの経営状況を説明する資料	4/23	①、③開示 ②不開示 (不存在)	条例第9条第2号 開示請求に係る行政文書は、存在しない。	企画課
	①入学者数、休学や退学者数と市内、市外の内訳数 ②理事名簿(高梁学園) ③決算書(高梁学園)(平成12年度以後の分)	6/6			
6	工事成績評定表	6/3	開示		管理課
		6/6			

(注)※不開示理由①

当該部分には、法人及び事業を営む個人の取引銀行口座番号が含まれており、又特定の個人又は法人又は事業を営む個人の権利を侵害するおそれがあるため。

◇開示申出一覧

番号	行政文書の件名又は内容	受付日	回答内容	部分開示又は不開示とした理由	担当課
		決定日			
1	延岡市古川町295-1外28筆の土地における開発行為による排水先の同意書について	4/4	部分開示	当該部分を開示すると、特定の個人が識別されるため。	建築指導課
		4/11			

<参考>

- ・開示請求…条例の施行日(平成12年7月1日)以後に作成又は取得した文書に関する請求をいう。
- ・開示申出…条例の施行日前に作成又は取得した文書に関する請求をいう。